



平成28年12月27日

各位

東京都中央区八重洲二丁目3番1号
ソフトブレーン株式会社
代表取締役社長 豊田 浩文
(コード番号 4779 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 木下 鉄平
TEL (03) 6880-2600(代表)

株式会社スカラ（旧商号：株式会社フュージョンパートナー）からの株主提案権行使に対する当社取締役会反対意見決定に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、本日、当社株主たる株式会社スカラ（旧商号：株式会社フュージョンパートナー）より、平成29年3月開催予定の当社の第25期定時株主総会（以下「次期定時総会」といいます。）における株主提案権行使（以下「本株主提案」といいます。）に関する書面を受領し、本日開催の当社取締役会において同提案に対する取締役会の反対意見を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名 株式会社スカラ（旧商号：株式会社フュージョンパートナー）（以下「スカラ社」といいます。）

なお、当社は、現時点において、本株主提案に関する個別株主通知を受領しておらず、現在確認中であります。

2. 株主提案の内容

(1) 議題

第1 取締役6名選任の件

第2 監査役2名選任の件

(2) 議案の要領及び提案の理由等



別紙1に記載のとおりです。なお、別紙1は、スカラ社から提出された株主提案権行使書の該当記載をそのまま掲載しております。

3. 株主提案に対する当社取締役会の反対意見

平成28年12月27日に開催された当社取締役会において、以下の理由により、本株主提案に反対の意見表明を行うことを決議いたしました。

(1) 本株主提案の第1（取締役6名選任の件）について

本株主提案の第1（取締役6名選任の件）におけるスカラ社提案の取締役候補者6名のうち5名はスカラ社の現任の取締役であり、1名はスカラ社の完全子会社の現任の取締役であります。

この点、別紙2の平成28年12月26日付の当社の「株式会社スカラ（旧株式会社フュージョンパートナー）との業務提携等に関する協議の打ち切りに関するお知らせ」（以下「打ち切りのお知らせ」）にてもお知らせいたしましたように、スカラ社と当社では、両社の顧客層、事業領域の相違等に鑑み、コストに比して得られる効果が希薄であります（実際にも、本年8月15日に業務提携等に向けた協議を開始して以降本日まで成果は得られておりません）。

加えて、打ち切りのお知らせ（別紙2）にて詳細に開示致しておりますように、スカラ社による当社株式の取得、業務提携等の提案は突然かつ一方的なものであります。しかし、当社と致しましては、当社グループの企業価値向上に資するものであればこれを拒む理由はないとの観点より、同社からの提案等につき真摯に検討を重ねて参りましたが、同社との信頼関係を構築することができませんでした。

このような中、本日、スカラ社より、株主提案権行使の形式にて、同社の取締役5名及び同社完全子会社の取締役1名を次期定時総会において当社の取締役に選任するようにとの提案を受領いたしました。極めて一方的でありますとともに、上記の状況に鑑みますと、仮に当該選任がなされたとしても、当社及び当社グループの企業価値向上は望めないものと判断致しました。

また、スカラ社は、本株主提案において、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築等を理由としておりますが、そうであるならば、本株主提案におけるすべての取締役候補者がスカラ社又はその完全子会社の現任の取締役である必要はないはずであるとともに、上述致しましたような突然かつ一方的なスカラ社による当社株式の取得、業務提携等の経緯等に鑑みますと、本株主提案の第1は当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築等に資するものではないと判断致しました。



当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制等は十分に機能しており、既にお知らせしておりますように、今期における業績等は好調に推移しております。

以上の理由より、当社取締役会は本株主提案の第1（取締役6名選任の件）に反対致します。

（2） 本株主提案の第2（監査役2名選任の件）について

本株主提案の第2（監査役2名選任の件）におけるスカラ社提案の監査役候補者2名のうち、1名はスカラ社の現任の監査役であり、もう1名もスカラ社の取締役及び監査役であった候補者であります。

この点、上記（1）にて述べましたように、当社とスカラ社との関係、突然かつ一方的なスカラ社による当社株式の取得、業務提携等の経緯等、また、候補者全員がスカラ社の現任の監査役又は取締役及び監査役であった者であること等に鑑みますと、上記（1）にて述べた理由と同様の理由より本株主提案の第2は当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築等に資するものではないと判断致しました。

当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制等は十分に機能しており、既にお知らせしておりますように、今期における業績等は好調に推移しております。

以上の理由より、当社取締役会は本株主提案の第2（監査役2名選任の件）に反対致します。

以 上



株主提案権行使書

株式会社スカラは、ソフトブレン株式会社（以下「貴社」といいます。）の総株主の議決権の100分の1以上かつ300個以上の議決権を6か月以上前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項の規定に基づき、下記1.に記載する議題（以下「本件議題」といいます。）を、平成29年3月開催予定の貴社第25期定時株主総会における株主総会の目的とすることを、本書をもって請求するとともに、本件議題について下記2.に記載する議案を提出いたしますので、同法第305条第1項及び会社法施行規則第93条の規定に基づき、当該議案の要領及び提案の理由等を株主に通知することを、本書をもって請求いたします。

記

1. 株主総会の目的事項

- 第1 取締役6名選任の件
- 第2 監査役2名選任の件

2. 議案の要領及び提案の理由等

第1 取締役6名選任の件

(1) 議案の要領

田村健三氏、柳野憲克氏、木下朝太郎氏、新田英明氏、呉裕紀氏及び渡辺昇一氏を貴社取締役を選任する。

(2) 提案の理由

貴社の企業価値の更なる向上を図るためには、その前提として、充実したコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムを構築した上で、貴社の各事業分野における価値の創造を最大限効率化し、貴社の各事業の本源的・潜在的価値を十分に引き出す必要があると考えられます。



そのため、貴社の各事業分野に関連する多種多様な専門的知見や経験を有する取締役を新たに貴社経営陣に参加させ、各人の資質に裏打ちされた視点を貴社の事業活動に反映させることで、真に貴社の企業価値ひいては貴社の株主、従業員、顧客、債権者等すべてのステークホルダーの皆様の利益に資する経営判断を行うことができる体制を整えることが、上記の目的を達成する最善の方法であると考えております。

上記の取締役候補者は、いずれもそれぞれの専門分野において卓越した専門的知見と豊富な経験を有しており、貴社の企業価値の更なる向上を図る上で最適な人材であると確信しております。

(3) 候補者の氏名、略歴等

候補者番号 1

(氏名)

田村 健三 (たむら けんぞう)

(生年月日)

昭和23年3月2日生

(略歴等)

昭和46年4月	三井情報開発 (株)
昭和54年4月	岡三証券 (株)
昭和59年6月	同社自由が丘支店長
昭和62年9月	同社虎ノ門支店長
平成2年3月	同社池袋支店長
平成3年12月	(株)フュージョンパートナー (現 (株)スカラ) 代表取締役社長
平成12年7月	同社代表取締役会長
平成17年9月	同社取締役退任
平成20年9月	同社代表取締役社長
平成25年8月	同社代表取締役会長 (現任)

(所有する貴社株式の数)

なし

候補者番号 2

(氏名)

椰野 憲克 (なぎの のりかつ)

(生年月日)

昭和50年1月6日生



(略歴等)

平成12年1月 (株) ディーベックス取締役
平成16年3月 東京工業大学大学院 総合理工学研究科 知能システム科学専攻 博士課程修了
平成17年1月 (株) ディーベックス社代表取締役社長
平成18年6月 デジアナコミュニケーションズ(株) (現(株)スカラコミュニケーションズ) 取締役
平成21年9月 (株) フュージョンパートナー (現(株)スカラ) 取締役
平成22年12月 (株) ニューズウォッチ代表取締役社長
平成24年4月 デジアナコミュニケーションズ(株) (現(株)スカラコミュニケーションズ) 代表取締役CEO
平成25年8月 (株) フュージョンパートナー (現(株)スカラ) 代表取締役社長 (現任)

(所有する貴社株式の数)

なし

候補者番号 3

(氏名)

木下 朝太郎 (きのした あさたろう)

(生年月日)

昭和42年9月25日生

(略歴等)

平成4年4月 岡三証券(株)
平成8年9月 岡三ファイナンス(株)
平成10年9月 (株) フュージョンパートナー (現(株)スカラ) 企画室
平成14年9月 同社取締役経営企画室長
平成17年7月 同社代表取締役社長
平成18年9月 同社取締役
平成23年12月 デジアナコミュニケーションズ(株) (現(株)スカラコミュニケーションズ) 代表取締役
平成24年4月 同社取締役会長
平成25年8月 (株) フュージョンパートナー (現(株)スカラ) 常務取締役 (現任)

(所有する貴社株式の数)

なし



候補者番号 4

(氏名)

新田 英明 (にった ひであき)

(生年月日)

昭和50年4月15日生

(略歴等)

平成10年4月 (株) ザピック

平成19年6月 デジアナコミュニケーションズ (株) (現 (株) スカラコミュニケーションズ)

平成22年12月 同社営業部長

平成23年12月 同社取締役 (現任)

平成27年9月 (株) フュージョンパートナー (現 (株) スカラ) 取締役 (現任)

(所有する貴社株式の数)

なし

候補者番号 5

(氏名)

呉 裕紀 (くれ ゆうき)

(生年月日)

昭和52年2月17日生

(略歴等)

平成15年3月 小澄税理士事務所入所

平成19年3月 (株) フュージョンパートナー (現 (株) スカラ) 入社

平成23年7月 同社経理部長

平成27年10月 デジアナコミュニケーションズ (株) (現 (株) スカラコミュニケーションズ) 取締役 (現任)

(所有する貴社株式の数)

なし

候補者番号 6

(氏名)

渡辺 昇一 (わたなべ しょういち)

(生年月日)

昭和37年5月23日生

(略歴等)



平成元年4月	住友電気工業（株）
平成5年4月	弁護士登録 三好総合法律事務所
平成15年4月	高久・渡辺法律事務所（現ライツ法律特許事務所）開設（現任）
平成19年9月	（株）フュージョンパートナー（現（株）スカラ）監査役
平成25年9月	同社取締役（現任）

（所有する貴社株式の数）
なし

なお、全ての取締役候補者より、貴社取締役就任の内諾を得ております。

第2 監査役2名選任の件

（1）議案の要領

相田武夫氏及び水戸部賢治氏を貴社監査役に選任する。

（2）議案の理由

貴社の企業価値の更なる向上を図るためには、その前提として、充実したコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムを構築した上で、貴社の各事業分野における価値の創造を最大限効率化し、貴社の各事業の本源的・潜在的価値を十分に引き出す必要があると考えられます。

そのため、コーポレート・ガバナンス及び企業コンプライアンスに造詣が深い監査役を選任することが、上記の目的を達成する最善の方法であると考えております。

上記の監査役候補者は、いずれもそれぞれの専門分野において卓越した専門的知見と豊富な経験を有しており、貴社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムを更なる強化を図る上で最適な人材であると確信しております。

（3）候補者の氏名、略歴等

候補者番号 1

（氏名）

相田 武夫（あいだ たけお）

（生年月日）

昭和30年2月7日生



(略歴等)

昭和53年4月 岡三証券(株)
平成13年2月 (株)フュージョンパートナー(現(株)スカラ) 管理部長
平成19年9月 同社監査役
平成23年9月 同社監査役退任
平成24年7月 データベース・コミュニケーションズ(株) 取締役副社長
平成25年9月 (株)フュージョンパートナー(現(株)スカラ) 監査役(現

任)

(所有する貴社株式の数)

なし

候補者番号 2

水戸部 賢治(みとべ けんじ)

(生年月日)

昭和33年4月15日生

(略歴等)

平成元年2月 税理士登録
水戸部税理士事務所開設
平成2年5月 防衛庁調達実施本部非常勤講師
平成3年6月 東京税理士会麻布支部事務局長
平成12年11月 (株)フュージョンパートナー(現(株)スカラ) 監査役
平成19年9月 同社取締役
平成23年12月 (株)AMF コンサルタンツ代表取締役(現任)

(所有する貴社株式の数)

なし

なお、全ての監査役候補者より、貴社監査役就任の内諾を得ております。

以 上



別紙 2

平成28年12月26日

各 位

東京都中央区八重洲二丁目3番1号
ソフトブレン株式会社
代表取締役社長 豊田 浩文
(コード番号 4779 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 木下 鉄平
TEL (03) 6880-2600(代表)

株式会社スカラ（旧株式会社フュージョンパートナー）との業務提携等に関する協議の打ち切りに関するお知らせ

当社は、平成28年8月15日に、株式会社スカラ（平成28年12月1日付にて株式会社フュージョンパートナーから商号変更）（以下「スカラ社」といいます。）と業務提携等に向けた協議を開始した旨をお知らせいたしました。本日当該協議を打ち切りましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社取締役会における業務提携等の協議の打ち切りの決定

当社グループは、eセールスマネージャー関連事業、フィールドマーケティング事業、システム開発事業、出版事業を主な事業として取り組んでおります。

当社は、当社の主要株主でありその他の関係会社であるスカラ社からの業務提携等の提案に対し、本年8月15日より真摯に検討を行って参りました。

しかし、本日、主に以下の理由により、当該協議を打ち切ることを当社取締役会において決定し、スカラ社に通知いたしました。

2. 業務提携等の協議の打ち切りの理由

(1) 業務提携等によるシナジーが得られないこと

スカラ社からは、製品等の相互販売、共同開発等の提案があり、当社において真摯に検討を行ってまいりましたが、両社の顧客層、事業領域の相違等に鑑み、コストに比して得られる効果が希薄であり、また、実際にも、本年8月15日に業務提携等に向けた協議を開始



して以降本日まで、成果は得られておらず、近時においては当該協議自体が行われない状況にありましたことから、現時点においては、それぞれ独自に成長戦略を推進することが、当社グループの企業価値向上に資する最善の選択であるとの結論に至りました。

(2) 同社との間において信頼関係を構築できなかったこと

また以下に述べますように、スカラ社による当社株式の取得、業務提携等の提案は突然かつ一方的なものでありましたところ、当社と致しましては、当社グループの企業価値向上に資するものであればこれを拒む理由はないとの観点より、同社からの提案等につき真摯に検討を重ねて参りましたが、上記のとおり業務提携等によるシナジーが得られないことに加え、同社との信頼関係を構築することができなかったことから、協議を打ち切ることとしたものであります。

<スカラ社による当社株式の取得、業務提携等の提案等の経緯について>

スカラ社は、本年5月より本年7月にかけて、当社株式を1340万株（当社発行済株式総数の43.29%、当社総議決権数の45.57%）を取得し（以下「本件株式取得」といいます）、その後当社に対し業務提携等の提案を行っておりますが、その経緯は以下のとおりであります。

(i) 本件株式取得に関する同社からの当初の説明について（本年6月）

本件株式取得に関し当社が同社より最初に説明を受けたのは本年6月22日でありましたが、当該時点において（なお、当該時点において同社が保有する株式は当社発行済株式総数の2.71%でありました）、当社は、同社より、市場にて当社株式を持分法適用会社となるまで買い進めたいと考えているとの説明を受けました。なお、当社は、同社による当該説明に対し、賛同の意向を示してはおりません。

(ii) 本件株式取得について（本年7月）

上記説明にもかかわらず、本年7月4日に同社より提出された大量保有報告書（及びその変更報告書）によると、同社は当社株式1290万5000株（当社発行済株式総数の40.00%、当社総議決権数の41.69%）を取得したとのことであり、その後本年7月14日に同社が当社に訪れた際には、

- ・ 当社株式をさらに買い進め1,340万株（当社発行済株式総数の43.29%、当社総議決権数の45.57%）を取得したこと
- ・ これにより、同社が採用している国際会計基準（IFRS）上、当社が同社の連結子会社に該当すると判断されること

・ 上記については同日（同社が当社を訪問した日）まもなく同社より開示されること等の説明が一方的になされました。なお、同社より、同日、上記の開示がなされるとともに、変更報告書の提出がなされておりますが、当該変更報告書における当社株式の保有目的は、従前の説明と異なり、「IFRSにおける連結子会社とするため」とされております（この点、同日午後4時30分に同時に2通の変更報告書が提出されておりますが、そのうちの1通（変更報告書No.6）においては、その「保有目的」が「持分法適用会社とするため」とされている一方で、もう1通（変更報告書No.7）においては、その「保有目的」が「IFRSにおける連結子会社とするため」とされており、不可解な内容となっております）。

また、同日（本年7月14日）までの間において、同社より業務提携等の話は一切頂戴しておりませんでした。

同社のかかる一方的かつ従前の説明とも異なる行為について、当社は不信感を覚えざるをえず、当然のことながら、当該株式取得に賛同しておりません。

(iii) 業務提携に関する一方的かつ早急な打診について（本年7月から8月）

上記のとおり、それまで、同社より業務提携等の話は一切なかったところ、本年7月末になって、同社より当社に対し、業務提携について協議を行いたいとの打診がありました。当社と致しましては、業務提携等の協議が先行したうえで資本提携（株式の取得）が行われるのが通常であると考えており、本件における上記の経緯等については一方的かつ不可解ではありましたものの、同社との業務提携が当社グループの企業価値向上に資するものであるならばこれを拒む理由はないとの観点から、同社からのかかる打診につき真摯に検討させて頂く旨を回答致しましたところ、本年8月に、同社より、同社の決算発表が予定されている同月15日において発表予定のものとしての、包括的業務提携契約案及びそのニュースリリース案が一方的に示されました。

当社としては、仮に業務提携を行うとしても、両社におけるシナジー等を十分に検討し、業務提携内容等を定めることが必要であると考えておりましたところ、未だ業務提携についての協議も開始されていないにもかかわらず、同社からのかかる一方的な包括的業務提携契約案及びそのニュースリリース案の提示が行われたことについては理解に苦しむところであり、同社からのかかる提示については同意しかねる旨を回答する一方で、当社グループの企業価値向上に資する可能性があるならば検討すべきであるとの判断より、本年8月15日に、同社との業務提携に向けた協議を開始することを決定したものであります。

(iv) 上記協議開始の決定から本日までについて

上記協議開始の決定より本日まで、当社は、当社グループの企業価値向上の観点より、同社からの提案等につき真摯に検討を重ねて参りましたが、本日まで、当社グループの企業価値向上に資する業務提携等の成果は得られておらず、また、近時においては当該協議自体が行われない状況にありました。



なお、本年11月2日に、スカラ社より、「ソフトブレーン株式会社との協業に関するお知らせ」とのニュースリリースが発表されておりますが、当該ニュースリリースは、当社が多くの他社とも行わせて頂いております顧客斡旋の形態にて、スカラ社より当社にご紹介頂いたお客様に当社が提案活動を行い当社と直接契約し当社製品を導入頂いた一つの案件に関するものであることに加え、同社より当社に何らのご連絡もなく一方的に出されたものであり、当社と致しましては、さらに困惑を深めたものであります。また、このような顧客斡旋につきましても、行われましたのは当該案件1件のみであり、以後は行われておりません。その他、いくつかの提案もありましたものの、いずれも具体性・実現性に乏しく、これ以上の検討に時間を費やすことは企業価値向上の観点から好ましくないものと判断いたしました。

(3) 小 括

上記の経緯等により、本日、当社取締役会においてスカラ社との業務提携等に向けた協議を打ち切る決議を行い、同社にその旨を通知致しました。当社は、当社グループの企業価値向上に向け今後一層邁進する所存でございます。

3. 今後の見通しについて

本件が平成28年12月期業績に与える影響は軽微であります。その後につきましても同様と考えておりますが、業績に重大な影響を与えることが明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

以 上